## 弁護士法人四谷麹町法律事務所

YOTSUYA-KOJIMACHI LAW OFFICE

Q516. 定額残業代(みなし残業代)が割増賃金(残業代)の支払として認められるためのポイントを教えて下さい。

定額残業代(みなし残業代)が割増賃金(残業代)の支払として認められるため には、

- (1) 定額残業代(みなし残業代) とそうでない部分とが明確に区分されていること (明確区分性)
- (2) 割増賃金(残業代)の対価という趣旨で支払われていること(対価性)が認められる必要があります。

明確区分性の有無について、割増賃金(残業代)の種類及び時間数を決めた上で、 当該時間数の対価がいくらになるのかを明示すると共に、これらの事項を労働契約 書や就業規則などに記載しておくことをお勧めします。

労働者が定額残業代(みなし残業代)で定めた時間数を超えて残業した場合には、 その超えた時間分の割増賃金(残業代)を支払うようにしましょう。

> 弁護士法人四谷麹町法律事務所 勤務弁護士作成

経営労働相談のご予約 TEL: 03-3221-7137